

大山崎町国土強靱化地域計画

令和3年3月

大山崎町

目次

はじめに	1
1 基本目標	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 基本目標	2
1 基本目標	
第2章 大山崎町の地域特性	3
1 位置等	
2 概況	
3 気象の特性	
4 社会状況	
第3章 脆弱性評価	5
1 想定するリスク	
2 起きてはならない最悪の事態	
第4章 国土強靱化の推進方針	8
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	18
1 計画の進捗管理	

はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、これまでに経験したことのない豪雨等による風水害、土砂災害が全国的に増加する一方で、京都南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることや、東日本大震災をはじめとする全国的な大規模災害で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえ、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、今後、生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が大きな課題となる時期を迎えることから、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合等を計画的に進めることも必要である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という）が施行され、平成26年6月には、基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。

また、京都府においては、基本法第13条に規定する地域計画として、平成28年11月に「京都府国土強靱化地域計画」を策定された。

本町においても、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、町民、国、府、事業者等とともに強靱で安心・安全なまちづくりを進めていくため、「大山崎町国土強靱化地域計画」を策定することとする。

なお、本計画は今後、不断の見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

大山崎町国土強靱化地域計画は、基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、大山崎町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとする。

3 計画期間

概ね10年間とし、随時見直しを行なう。

第1章 基本目標

1 基本目標

本計画は、国の基本計画、府の地域計画との整合性を維持するべく、次の4点を基本目標とする。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 大山崎町内の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設にかかる被害の最小化に資すること
- IV. 迅速な復旧復興に資すること

2 事前に備えるべき目標

本計画における基本目標の実現に向けて、次の8点を事前に備えるべき目標とする。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 大山崎町の地域特性

1 位置等

東経	北緯
135度41分30秒	34度53分59秒

面積	広ぼう		海拔	
	東西	南北	最高	最低
5.97km ²	3.1km	2.9km	270.4m	9.9m

2 概況

町は、府の南西端に位置し、町の東部は京都市、北部は長岡京市、南部は淀川水系を隔てて八幡市と相對し、西部は天王山を背景に大阪府島本町と接しており、北に広く、南に狭い扇状をなしている。町の中央部には、東海道新幹線、JR東海道本線、阪急電鉄京都線、名神高速道路、京都第二外環状道路、国道171号、478号が通っており、交通の要衝となっている。地形、地質及び地盤町の地形は大きく、山地、丘陵地、低地、及び河川により構成されている。

山地 (西部)	町の面積の約3割を占める山地は、丹波層群の南部にあたり、秩父古生層もみられる。組成は、主として泥質岩（頁岩、粘板岩）、砂岩、チャート、緑色岩類からなる。地質は、固、大部分は、山林及び竹林として使用されており、一部で筍等がつくられているが、人家はほとんどない。
丘陵地 (中央部)	丘陵地は、町の西部を縦断しており、新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に堆積した大阪層群の上部及び第四紀洪積世の洪積層からなる。大阪層群の組成は、主として砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されている。大部分は、住宅地として利用されている。
低地 (中央部)	低地は、町の中央部及び西部に広がっており、町の面積の約3割を占める。低地は、沖積層にあたり、組成は、主として、砂礫、砂、粘土等から構成されている。この低地に、公共交通機関をはじめ、商業や工業が集中している。国道171号の西側は、下部にシルト層を持つ軟弱な沖積部からなっている。
河川 (東部)	町域内の河川は、河川法による1級河川が4、普通河川が5、水路が8ある。1級河川は、桂川、小泉川、小畑川及び久保川であり、3川が桂川に流れ込んでいる。普通河川は河川の延長が短く、急勾配であるのが特徴的である。河川が占める面積は、町の面積の約3割である。また、一部、桂川の河川敷が、都市公園に供されている。

3 気象の特性

町を含む京都府南部の気候は、広く太平洋（瀬戸内）気候の特性を示しており、降雨が少なく乾燥しやすく、夏と冬の気温差が大きい。また、内陸性の気候の特徴として、気温の変動幅（1日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きく、湿度は一般に低いが、山間部では降水量が多くなる。

京都地方気象台における年平均気温は16.9℃（令和元年）、最寄りの長岡京地域雨量観測所の年間降水量は1,438.5mm（令和元年）である。梅雨期の6～7月の合計降水量は平成27年には777mmに達するなど、梅雨末期には局地的大雨になりやすい。7～8月は雷が多く発生し、平成24年京都府南部豪雨のような短時間大雨をもたらすこともある。

また、台風の接近は9月が最も多く、平成25年台風第18号のように大雨を伴う例もあるため、特に警戒を要する。

4 社会状況

(1) 人口

町の人口は、昭和30年頃までは緩やかに人口増加が続いていたが、昭和30年代に入ると人口増加が顕著になり、昭和40年から55年にかけて人口は4倍に急増した。昭和61年から減少に転じ、平成5年からは横ばいの状態が続いていたが、隣接する長岡京市の西山天王山駅の開業（平成25年12月）以降、増加傾向に転じている。

また、昼間人口が夜間人口を大きく下回っており、京都や大阪等に通勤、通学するという大都市近郊の特徴がある。

人口	65歳以上の高齢者人口が占める比率	昼間人口比率
15,181人	27.7%	86.3%

※平成27年国勢調査

(2) 産業

第1次産業	平成27年の農家数は66戸で、うち販売農家は25戸、自給的農家が41戸となっており（2015農林センサス）、専業農家、兼業農家ともに減少傾向にある。
第2次産業	令和元年の工業出荷額は、1,261億円（令和元年工業統計調査）であり、近年減少傾向にある。
第3次産業	平成28年の商業の年間商品販売額は、538億円（平成28年経済センサスー活動調査）となっている。

第3章 脆弱性評価

1 想定するリスク

(1) 地震

①南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%～80%程度（平成31年1月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、死者約900人、全壊・焼失建物 約70,000棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

②直下型地震

町に最も大きな被害が予想される「有馬－高槻断層帯」による直下型地震では、死者約90人、全壊・焼失建物約1,760棟の甚大な被害が生ずると想定されている（京都府地震被害想定調査（2008）による）。

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

①洪水害

桂川、小泉川において河川氾濫が発生した場合、「JR線路よりも河川側」の大半の地域が浸水想定区域内に位置し、5m以上の浸水深が想定される地域も多い。小畑川においても下植野地域を中心に浸水想定区域内となり、2mを超える浸水深が想定される。

②土砂災害

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は、天王山山麓を中心に31箇所存在しており、土砂災害特別警戒区域についても26箇所が指定されている。

2 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
II. 大山崎町内の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
III. 町民の財産及び公共施設にかかる被害の最小化に資すること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		IV. 迅速な復旧復興に資すること	4 経済活動を機能不全に陥らせない
4-2	食料等の安定供給の停滞		
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、	5-1		
	5-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	

	早期に復旧させる		
	6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市・環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造・金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全・国土利用
- (10) 伝統・文化の保全

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

第3章の2で示した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した「事前に備えるべき目標」について、12の施策分野ごとの国土強靱化の推進方針を次のとおり定める。

なお、推進方針に掲げる各種の施策の推進にあたっては、国・府等の補助事業・助成事業の活用を図ることとする。

【個別施策分野】

(1) 行政機能

①	防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策	防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保、行政機能を維持するための停電時における電源の確保等の防災拠点機能の維持を着実に図る。
②	災害対策本部の運営強化等	災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、各防災機関と連携した災害対応訓練を行うとともに、必要に応じて地域防災計画等を見直す。 初動体制を充実・強化するとともに、役場が行政機能を停止した場合に備えて、代替拠点を定めることも検討する。
③	応援・受援体制の強化	<p>平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、地域の連携・応援体制を構築する。</p> <p>近隣並びに同一災害で被害の及ばない遠方の市町村等との相互応援協定の締結促進を図るとともに、防災関係機関や民間事業者等と災害時応援協定の締結促進を図る。</p> <p>また、災害時に、迅速な応援要請ができるよう、要請手続きの明確化及び訓練の実施等を通じて、協定締結機関との連携を強化し、効果的な受援体制の整備に努める。</p>
④	他市町村等との連携強化	WebEOC（ネットを活用した防災情報の共有システム）を効率的に活用した訓練への取組や実際の災害時における情報共有による連携を強化するとともに、被災者生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に府や部局間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。
⑤	救助・救出活動の能力向上	<p>正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、警察、消防と消防団（水防団）、自主防災組織、町内会・自治会等との連携を強化するとともに、同報系防災行政無線を適切に運用・維持・管理する。</p> <p>乙訓消防組合と連携し、消防車両及び救助活動用資機材の適切な維持管理、更新整備を継続して行う。</p> <p>災害対策要員や装備資機材及び備蓄物資を計画的に確保し、災害発生に備えた防災倉庫等の保管拠点を適切に維持・管理する。</p> <p>研修・教育等を積極的に実施し、職員等の災害対応能力を向上させる。</p>
⑥	物資等の備蓄、供給対策	府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、府との連携や民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。
⑦	行政における業務継続体制の確立	大山崎町業務継続指針に基づく業務継続計画を適切に運用するとともに、その検証と見直しを随時行い、業務継続体制の充実を図る。

(2) 住宅・都市・環境

①	住宅の耐震化	<p>昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多い。住民の命を守ることが最優先との観点から、大山崎町建築物耐震改修促進計画及び大山崎町耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震化を促進する。</p> <p>耐震診断の必要性やその助成制度を周知することにより、耐震診断を促進する。また、耐震性が不足していると診断された住宅の耐震化を促進するため、府と連携し耐震改修や耐震シェルター設置などの助成制度や、税制優遇措置の周知・利用促進を図る。</p> <p>なお、耐震改修や耐震診断等の助成制度については、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。</p>
②	学校施設の強靱化	<p>学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も求められていることから、空調設置、施設の長寿命化など、学校施設全体の強靱化を計画的・効率的に推進する。</p>
③	室内の安全対策、火災発生防止対策の推進	<p>ホームページ、パンフレット等を活用して、窓ガラスなどの落下防止対策、天井の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、室内の安全対策の重要性について周知を強化する。</p> <p>災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、乙訓消防組合とも連携し、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生防止対策を推進する。</p>
④	地震や火災に強いまちづくり等の推進	<p>大規模地震による火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する。</p> <p>災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路・橋りょう等の整備や長寿命化を行う、公園緑地整備事業、道路整備改良事業、橋りょう長寿命化事業等を府と連携しながら推進する。</p> <p>倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を推進する。</p> <p>地震時のがけ・よう壁等の崩壊による被害を小さくするため、府と連携しながら安全対策を推進するとともに、その安全性に関する注意喚起等の取組を推進する。</p> <p>管理不全空き家について適切な管理を行うよう注意喚起等の取組を推進する</p> <p>大規模盛土造成地について、府と連携し町民に情報共有を図る。</p>

⑤	ライフライン施設の応急復旧体制の構築等	早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。
		上・下水道機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。
		災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ライフライン事業者間の連携を強化する。
⑥	一般廃棄物処理施設の耐震化等	災害時におけるごみ及びし尿処理機能等を確保するため、乙訓環境衛生組合等とも連携し、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）の耐震化や浸水対策等を実施し、施設の強靱性の確保に努める。
⑦	下水道施設の耐震化	各ポンプ場及び幹線管路の耐震化を着実に推進するとともに、耐水化対策（想定される浸水から施設を守る）の検討を行う。 また、ストックマネジメント計画に基づき、管渠、排水ポンプ場、汚水中継ポンプ場等の点検・調査や改築・更新を計画的に進める。
⑧	上水道施設の耐震化	基幹管路及び重要給水施設への供給管路を優先し、着実に管路の耐震化を推進する。
		浄水施設等については計画的に耐震診断を行い、必要に応じた施設の耐震化を実施する。
⑨	避難路等の確保・整備	救急救援活動等に必要な避難路等について、道路整備事業や橋りょうの長寿命化事業、舗装事業等を着実に実施し、交通網体制を適正に管理・整備する。
⑩	被災者の生活対策	避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。 あわせて避難生活の長期化による生活環境の悪化等に対応するため、避難所の運営等においては、避難者の健康管理や心のケア等きめ細かい対策の充実を図る。
⑪	迅速な被害認定調査、り災証明の発行のための体制整備	大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、府等との連携を強化する。り災証明書の発行にあたっては、被災者生活再建支援システム等のウェブシステムを活用する。
⑫	生活と住居の再建支援	被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。
		被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を構築する。

		避難者の生活を安定させるため、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図るなど、入退きの基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。
⑬	帰宅困難者の安全確保	観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等の支援体制を整備し、その安全を確保する。 帰宅困難者が発生した時に、府、関係事業者と警察等の実動組織が連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。あわせて、事業所等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。
⑭	観光客の安全確保	外国人観光客等に対して、わかりやすく避難場所等の情報提供を行うため、避難場所標識等の多言語を推進するとともに、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制を整備する。 携帯情報端末等を活用し、府と連携した多言語での観光防災情報を提供する。
⑮	災害廃棄物処理	大山崎町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置き場の確保に努めるとともに、災害時の適切な廃棄物処理に対応できるよう体制の整備に努める。

(3) 保健医療・福祉

①	災害時の医療・救護体制の整備	災害時における負傷者の受け入れ、医薬品等の資機材の備蓄のため、災害時の拠点となる医療施設等の確保に努めるとともに、府や災害拠点病院との平時からの連携に努める。また、災害時には医師会・事業者との協定に基づき、医療・救護体制を整備する。 医薬品、医療機器、医療ガス等について、府との連携により、災害時の確保体制を強化する。
②	感染症のまん延防止	災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を促進するとともに、発災時には府の指導助言を踏まえて消毒等を実施するなど、被災者の生活全般について衛生環境を確保する体制を構築する。あわせて、避難所における衛生管理により感染症等を予防する。
③	特別な配慮が必要な人への支援	災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。 自主防災組織、町内会・自治会等の地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

(4) エネルギー

①	エネルギー供給の多様化	大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、温室効果ガスの排出抑制のみならず、住民が安全・安心に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池等と組み合わせた普及を図る。
---	-------------	--

(5) 情報通信

①	住民への通信手段の確保	<p>防災関係機関相互の情報共有と住民への迅速な情報伝達を図るため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や大山崎町防災・防犯情報メール、同報系防災行政無線等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。</p> <p>安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、避難所に整備したW i - F i環境を適切に運用・維持・管理する。</p>
②	災害危険情報の収集・伝達体制の確立	<p>住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、京都府河川防災情報の水位計・防災カメラ等から得られる情報を収集し、大山崎町防災・防犯情報メール、同報系防災行政無線、ホームページ等、多様な情報伝達手段により速やかに住民への情報提供を行う。また、住民自らが情報を収集できるようインターネット情報サイトの普及促進を図る。</p> <p>緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）をはじめ、同報系防災行政無線、地上デジタル放送、携帯情報端末など多様な情報伝達手段を整備し、災害危険情報の迅速・的確な把握や住民への情報共有を推進する。また、要配慮者への伝達手段の確保・充実を図る。</p>

(6) 産業構造・金融

①	企業の防災力強化・維持	企業に対して防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討、備蓄の推進等を啓発し、企業における防災体制の強化を促進する。
②	地域産業の活力維持	ボランティア、NPO等の地域を構成する多様な主体と連携・協働を図りながら、災害発生後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備する。
③	交通・物流施設の耐災害性の向上	救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路の代替路線となる幹線町道や指定避難所への避難路について、道路整備事業や橋りょうの長寿命化事業、舗装事業等を着実に実施し、交通網体制を適正に管理・整備する。
④	ライフライン施設の整備	企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、上下水道機能に係る施設の耐震化を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(7) 農林水産

①	農地・農業用施設の防災対策	ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え、重点ため池の浸水想定区域図の作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池の管理者に対し、施設の適正な管理体制の強化を啓発する。
②	森林の整備・保全	近年多発する集中豪雨の影響による土砂災害が懸念される中で、住民への被害を未然に防ぐため、土砂や流木の流出防止、土砂崩壊の防止等、治山対策を推進する。
③	資材の供給体制の整備	農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道等の確保・整備を推進する。

(8) 交通・物流

①	道路等の整備・耐震化	基幹道路の拡幅・耐震補強等を推進し、道路等の安全性を確保し地震に強い交通網体制を整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。
②	災害時の医療提供等のための輸送道路等の確保	災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、国・府と連携を図りながら、生命線となる幹線道路ネットワークを構築し、整備を推進する。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るため、浸水対策等の対策をあわせて推進する。
③	交通・物流施設の耐災害性の向上	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の代替路線となる幹線町道や指定避難所への避難路について、道路整備事業や橋りょうの長寿命化事業、舗装事業等を着実に実施し、交通網体制を適正に管理・整備する。 人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、国・府と連携を図りながら、生命線となる道路の整備を進めるとともに、重要な道路の浸水対策等の対策をあわせて推進する。

(9) 国土保全・国土利用

①	総合的な治水対策	近年の気候変動等に伴い、これまで経験したことのない災害が全国的に発生していることから、町域の浸水被害の軽減など、安全で安心なまちづくりを進めるため、国、府と連携・協働し、総合的治水対策を推進する。 町が管理する河川及び水路の改修整備、水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化を推進するとともに、雨水排水施設の改修、整備等のハード対策を計画的に推進する。 公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取組
---	----------	---

		への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。
		公共建築物への浸水による被害を軽減するため、機能の具備や排水機場の適切な維持管理に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うためのハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行う。
②	河川、下水道等施設の整備	一級河川桂川水系について、国・府に対し計画的な整備の働きかけを行うとともに、町管理水路については、施設整備を計画的に推進する。 下水道施設の雨水対策については、都市下水路等の雨水幹線やポンプ場の整備を促進するとともに、住宅等への雨水貯留タンクの設置を推進する。
③	ハザードマップ活用等のソフト対策	ハザードマップを活用したソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、住民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。
④	総合的な土砂災害対策	ハード整備の着実な推進にあわせて、府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定状況や土砂災害警戒情報、土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、住民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。
⑤	土砂災害に備えたハード整備	広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、府と連携し、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を推進する。
⑥	土砂災害警戒区域の指定等	町域においては、既に区域指定が完了していることから、住民と土砂災害の危険性を共有し、避難行動に結びつける取組を推進する。
⑦	緊急避難場所・避難所の整備等	災害の種類別に緊急避難場所・避難所を整備・指定するとともに周知を図る。
⑧	地籍調査の推進	被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する。

(10) 伝統・文化の保全

①	文化財の保護・保全	町及び文化財所有者は、貴重な人類の財産である文化財を災害から保護し、後世に伝え残すため、各種の防災対策及び文化財保護対策を推進する。
②	文化財建造物等の耐震化	耐震基礎診断の実施及び耐震性能の向上を図るための対策を促進する。
③	文化財の防火対策	文化的価値と調和した消防用設備や避雷設備などの防災設備等設置を促進するとともに、文化財所有者等に対して適切な維持管理を行うよう指導・助言を行う。

【横断的分野】

(1) リスクコミュニケーション

①	災害危険情報の提供	住民があらかじめ、地震や洪水等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、ハザードマップの周知を図る。
②	住民に対する教育・訓練	町全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して住民に正しい防災知識の普及を図る。 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。 住民等が参加する実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。
③	地域の「つながり」の強化	救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「自助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。
④	外国籍住民等への災害時支援等	府と連携し、多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯情報端末への防災情報の発信を行うとともに、防災訓練等を実施することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍住民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。
⑤	自主防災組織の活動促進	自主防災組織及び地域防災活動に取り組む町内会・自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域防災マップの作成や防災訓練等を促進するとともに、府と連携して自主防災リーダーの育成を進める。
⑥	消防団の活性化	消防学校での消防団員の教育訓練、消防団員 OB の活用等、消防団が活発に活動できる地域づくりを府と連携して進めるなど消防団の機能強化を図る。
⑦	NPO・ボランティアとの連携強化	災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会）を中心とした、府や社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等が相互に連携するネットワークを構築する。
⑧	迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等	災害発生直後の迅速な道路啓開等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(2) 老朽化対策

①	安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新	<p>住民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的に適切な維持管理を行う。</p> <p>住民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。</p>
---	-----------------------	---

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は概ね10年間を計画期間とし、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況、目標の達成状況などを踏まえ、随時見直しを行なう。また、計画の進捗管理と見直しを行うためにPDCAサイクルを実践し、必要に応じて施策の見直しを行なう。